

第444回南国市議会定例会会議録

第4日 令和7年12月11日 木曜日

出席議員

1番 斉藤正和	2番 松下直樹
3番 松本信之助	4番 西内俊二
5番 溝渕正晃	6番 山本康博
7番 斉藤喜美子	8番 杉本理
9番 丁野美香	10番 西山明彦
11番 神崎隆代	12番 植田豊
13番 西本良平	14番 山中良成
15番 岩松永治	16番 土居恒夫
17番 有沢芳郎	18番 前田学浩
19番 岡崎純男	20番 浜田雅士
21番 今西忠良	

—*—

欠席議員

なし

—*—

出席要求による出席者

市長 平山耕三	副市長 渡部靖
副市長 岡崎拓児	参事兼総務課長兼 選挙管理委員会事務局長 松木和哉
参事兼財政課長 溝渕浩芳	企画課長 田所卓也
情報政策課長 徳平拓一郎	危機管理課長 野村学
税務課長 北村長武	市民課長 山田恭輔
子育て支援課長 高野正和	長寿支援課長 中村俊一
保健福祉センター所長兼 こども家庭センター所長 藤宗歩	環境課長 横山聖二
農林水産課長 川村佳史	農地整備課長 高橋元和
商工観光課長 山崎伸二	建設課長 山崎浩司
地籍調査課長 吉本晶先	都市整備課長 篠原正一

住宅課長	松岡千左	上下水道局長	橋詰徳幸
会計管理者兼 会計課長	竹村亜希子	福祉事務所長	天羽庸泰
教育長	竹内信人	学校教育課長	池本滋郎
生涯学習課長	前田康喜	監査委員 監事事務局長	中村比早子
農業委員会 事務局長	弘田明平	消防長	三谷洋亮

＊

議会事務局職員出席者

事務局長	野口裕介	次長	門脇智哉
書記	三谷容子		

＊

議事日程

令和7年12月11日 木曜日 午前10時開議

第1 一般質問

＊

本日の会議に付した事件

日程第1 一般質問

＊

午前10時 開議

○議長（西本良平） おはようございます。これより本日の会議を開きます。

＊

一般質問

○議長（西本良平） 日程により一般質問を行います。

順次質問を許します。5番溝渕正晃議員。

〔5番 溝渕正晃議員発言席〕

○5番（溝渕正晃） おはようございます。議席番号5番、なんこく市政会の溝渕正晃でございます。

通告に従いまして、一問一答形式で順に御質問させていただきます。

本議会への質問は、1、防災対策、2、農業振興、3、子育て支援、4、外国人への生活保護になります。3日目となりますので、答弁が重複することもあると思いますが、執行部の皆様、御答弁よろしくお願いたします。

まず、防災対策についてお伺いします。

今年の3月に、国が新たに被害想定をまとめ、公表いたしました。それを受け、県も令和7年度高知県版南海トラフ地震による最大クラスの震度分布・津波浸水予測を公表しております。

そこで質問ですが、市としての南海トラフ地震への対応を今後どのように見直していくのかお伺いします。

○議長（西本良平） 危機管理課長。

○危機管理課長（野村 学） 今回、高知県により公表されました南海トラフ地震の新たな震度分布・津波浸水予測につきましては、平成24年に高知県が公表したものを、国が公表した本年3月の新たな被害想定をベースに県内の詳細なデータを基に、より精密に算出したものであります。

まず、震度分布につきまして、見直し前に想定されておりました震度分布から大きく変更されております。具体的には、以前は震度7が想定される面積割合が県全体で6.6%であったところが、今回の見直しで11.7%と増加しております。特に本市については、以前は10%程度であったところが今回の見直しで40%を超える割合となり、大きく増加しております。一方、津波浸水予測につきましては、想定される浸水面積は、高知県全体として約4%の減少となっております。本市でも、従来の17.2平方キロメートルから僅かに減少しております。津波予測に関しましては、減少しているとはいえ、その減少割合は僅かであり、従来どおりの厳しい予測であります。

今回の見直しで本市として特に重要視するところは、震度7の揺れが想定される面積が大きく広がったことです。震度7は震度階級のうち最大の震度を示すものであり、揺れが大きくなれば、当然、家屋倒壊等の被害が大きくなることが想定されます。建物被害やそれに伴う人的被害などの被害想定は、高知県により今年度末に公表される予定ですが、市としては、今回の見直しを受けて、この揺れ対策に今まで以上に取り組んでいく必要があると考えております。

具体的には、各家庭での家具の固定や必要に応じての建物の耐震改修をさらに強力に進めていく必要があります。また、避難経路等の確保のためにも、ブロック塀の除去等の安全対策強化も重要であります。今後、新しい想定 of 震度分布・津波予測に基づくハザードマップの改定を実施し、また年度末に公表されます被害想定なども併せて、新しい想定での住民への啓発に取り組んでまいります。以上です。

○議長（西本良平） 溝渕正晃議員。

○5番（溝渕正晃） ありがとうございます。県の震度分布予測は、内閣府の4ケースの強震

断層モデルにより推計しており、官民が保有する県内約1万本の地質調査結果を追加し、計1万9,500本のデータから地盤をモデル化、地盤の地質特性を踏まえて震度をより適切に算出するために解析手法を見直したものです。これまでの平成24年モデルは10メートルメッシュだったんですが、令和7年モデルは5メートルメッシュに変更され、直近10年の朔望平均満潮位を反映し、高知港の三重防護事業などの堤防の整備状況を反映した数値となっているようです。これにより、津波浸水区域は若干減少しましたが、震度7が想定される面積は増加しています。そのため、被害を減少させるためには、新しい想定での被害を市民の皆様へ周知していただくことが大切となります。まずは、避難経路等の倒壊リスクの高いブロック塀の除去等の安全対策強化の取組と市民の皆様への啓発など、よろしく願いいたします。

次に、南海トラフ地震では、まずは自助、自分の命を守る、そして共助、それぞれの地区で助け合う、最後に公助という形になるんですが、私は共助が一番重要だと考えております。そのため、各地区にある防災会は災害対策の要になるものだと考えております。

そこで質問ですが、これまでも各防災会での備蓄品を情報共有してもらえば、どういったものを備蓄しているのかが、自分たちの備蓄で足りないものは何かが分かるので、調査し、情報共有をしていただきたいと思いますとお願ひしておりましたが、その後についてお伺ひします。

○議長（西本良平） 危機管理課長。

○危機管理課長（野村 学） 溝渕議員から御提案をいただき、11月に各自主防災組織の備蓄資機材に関するアンケート調査を実施しております。来年1月末を締切りとしておりますが、現在までに51組織からの回答をいただいております。取りまとめの上、次年度以降の地区自主防災組織の活動の参考としていただけるよう、今年度中に情報共有をさせていただく予定としております。以上です。

○議長（西本良平） 溝渕正晃議員。

○5番（溝渕正晃） ありがとうございます。ぜひよろしく願いいたします。各防災会の取組っているのはやはり温度差があると考えておりますが、他地区の防災会でどういったものを備蓄しているのかっていうのを知ること、自分たちの防災会で足りないものということが確認できますし、もしかしたらこれは個人としても持ってたらいいなということで、個人への備蓄に広がることもあると思いますので、ぜひよろしく願いいたします。

次に、災害時給水拠点である耐震性貯水槽の運用についてお伺ひします。

応急給水として、一時給水が発災から3日までとなっております。一時では配水池と耐震性貯水槽が対象となっておりますが、全ての箇所を市の職員で復旧していくのは無理がある

のではないかと考えております。配水池は市の職員が復旧するといたしましても、耐震性貯水槽については、地元の方々に復旧できればスムーズな対応につながれると考えます。

そこで質問ですが、耐震性貯水槽の運用について、地元の方々に講習などを行っているのかお伺いします。

○議長（西本良平） 危機管理課長。

○危機管理課長（野村 学） 耐震性貯水槽につきましては、平成25年度に香南中学校、久礼田小学校、鳶ヶ池中学校の3か所、平成29年度に前浜伊都多神社の境内地に1か所の合計4か所に設置しております。設置後、上下水道局と連携の上、それぞれの貯水槽の設置場所周辺の自主防災組織を対象とした使用方法の説明会を実施しております。また、防災会の要望や本市の震災訓練の開催に合わせての使用訓練も実施しております。そのほか、中学校の防災学習の際にも、実際の使用までは時間の関係でできませんが、耐震性貯水槽の説明を実施しております。来年1月25日には、自主防災組織リーダー研修として鳶ヶ池中学校を舞台に避難所開設訓練を実施する予定としておりますが、本訓練でも耐震性貯水槽の使用訓練を計画しております。引き続き各地区で住民により使用ができるよう、訓練に努めてまいります。以上です。

○議長（西本良平） 溝渕正晃議員。

○5番（溝渕正晃） ありがとうございます。1月25日に鳶ヶ池中学校で研修を行い、その中で耐震性貯水槽の使用訓練を計画されているということで安心いたしました。操作が同じものであれば、香南中学校、久礼田小学校、前浜伊都多神社の関係者にも操作を覚えてもらえたら本当に心強いと思います。定期的に使用することが操作を理解するために大切だと考えますので、何かにつけ、防災訓練の中で操作の取組を取り組んでいただけることをお願いしまして、次の質問に移らせていただきます。

2つ目の農業振興についてお伺いします。

改正食料・農業・農村基本法、令和6年6月5日施行のものですが、5つの基本理念に基づき施策の方向性を具体化し、これまでの計画期間を10年だったものを5年に変更して取り組むことになっております。また、目標につきましても、食料自給率だけではなく、農地の確保や生産コストの低減など、他の目標、KPI、定量評価指標というみたいですが、を設定するなど、変更されております。つまり、日本の農業は、10年後を考えた場合に、もう待たなしの状態というのが現状だと私は考えております。南国市も、この5年、10年の取組がこれからの南国市の農業に大きく関わってくると考えますので、9月議会の答弁と重複する分は多い

と思いますが、御答弁よろしく願いいたします。

まず、地域計画ですが、これは高齢化が進む日本において、地域で農業や農地など、どのように維持活用していくのかを地域の農業者が話し合い、地域としての方針をまとめた計画のものです。そこで、私は、高知県でどの程度、農家の高齢化が進んでるのかを確認するために、2020年調査の農林業センサス累年統計農業編、総農家数と年齢別農業従事者数を調べてみました。農林業センサスとは、日本全国の農業、林業、漁業の実態を調査する国の最も重要な基礎統計調査です。その中で、高知県の総農家数の年齢別農業従事者について確認いたしました。2020年の調査データですので5年前のものになるんですけども、このときの高知県の65歳以上の農業者は56%となっていました。つまり、あと5年たてば、新規参加者がいないものと見れば、農家の56%の方は75歳以上になるということになります。

そこで、質問です。

地域計画は見直しをしていくものと考えておりますが、その座談会の開催状況についてお聞きします。

また、地域住民を含め、幅広い関係者に参加いただくことになっておりますが、どのような方が参加されているかお伺いします。

○議長（西本良平） 農林水産課長。

○農林水産課長（川村佳史） 溝渕議員御指摘のとおり、地域計画は一度策定して終わりというものではなく、地域の実情に応じて見直していくことが重要であると考えておりますので、年に1度は地域に出向きまして、農地や担い手の状況、その他、御意見などをお伺いした上で見直していくという方針で取り組んでいるところです。本市の地域計画は、基本的に農業振興地域内の農地を計画区域として13地区で策定しておりますが、今年度の座談会におきましては、木が生い茂っていたり、形状が悪いなど、実態として計画区域に含めるのがそぐわないような箇所を地域の方々にお伺いすることを主なテーマとして進めております。10月15日の岡豊地区の座談会を皮切りに、順次、各地区で座談会を開催し、現在、12地区で座談会を終えたところです。1月には全13地区の座談会を終え、年度末にはその結果を踏まえた地域計画の変更を予定しております。また、参加者につきましては、農業委員や農地利用最適化推進委員の方々を中心に、地域の担い手である認定農業者や県、JAなどの関係機関の皆様にも御参加いただいておりますが、参加者が非常に少ない地区もあり、必ずしも多様な関係者が多く参加しているという状況とはなっていないというのが実情でございます。以上です。

○議長（西本良平） 溝渕正晃議員。

○5番（溝淵正晃） ありがとうございます。私も大篠会場に参加させていただきました。確かに国の言う地域の方々っていうのはなかなか難しいのかなというふうに感じました。取組として、御答弁いただいたように、担い手に集約できない木や竹が生えている農地、面積が小さく不整形で効率的に耕作できないであろう農地などをピックアップして対象から除く作業をしておりました。参加したのが大篠地区というのがありますが、農地もある程度整備され、後継者の皆様も一定おられますので、まずは維持できそうもない農地というものを地域計画から外して効率的な運営が可能な農地を確定していく作業をしながら、遊休地が見られる場合はそれに対応していくということによいのではないかなというふうに考えております。見直しについてはまだまだこれからだと考えますけども、十分に地域の皆様の意見を反映した地域計画を作成し、南国市の農業を守ってもらいたいと考えますので、どうかよろしく願いいたします。

次に、国営圃場整備の進捗状況についてお伺いします。

市民の方から国営圃場整備がなかなか進んでいないが大丈夫か、今後どうなるか心配しているといった御意見がございましたので、御質問させていただきます。9月議会での西本議員への答弁と重複する部分が多いとは思いますが、国営圃場整備の今後の取組について詳しくお聞かせください。

○議長（西本良平） 農地整備課長。

○農地整備課長（高橋元和） 国営圃場整備の状況につきましては、御存じのように、令和4年度から能間、下島、久枝工区で工事着手をしております。本年度工事の発注面積が、浜改田西部工区が9月の答弁時より1.1ヘクタール増えまして12.6ヘクタールとなっております。堀ノ内工区は2.6ヘクタール、両工区合わせまして15.2ヘクタールとなっておりますので、現在の工事発注面積累計は83.4ヘクタールとなります。これは、区画整理の受益面積全体523ヘクタールの約15.9%となっております。

また、昨年度は久枝工区で権利者会議、換地処分が完了し、登記も完了しておりますが、本年度は11月に下島工区及び能間工区で権利者会議が終了しましたので、現在、それぞれの換地計画書の縦覧中であり、来年の換地処分に向けて手続を進めているところでございます。

また、関係する議案といたしまして、本議会に議案第20号としまして、字区域の変更及び新たな字名の設定についてを上程しておりますので、御審議よろしく願いいたします。

また、浜改田西部工区では、来年度発注分の工事で整備工事が完了する見込みでありますので、今後、確定測量、換地計画作成、権利者会議へと進んでまいります。来年度、堀ノ内工区では引き続き工事を進めるとともに、新たに廿枝工区で工事着手する予定となっております。

そのほか、工事着工の準備を進めている工区においては、区画の最終的な地域が確定し、実施設計、換地計画原案の作成、施工同意の完了した工区から工事着手をする予定であります。今後も事業推進に必要な予算確保に努めるとともに、早期の事業完了に向けて、関係者一丸となって進めてまいります。以上でございます。

○議長（西本良平） 溝渕正晃議員。

○5番（溝渕正晃） ありがとうございます。確実に一步一步、取組を進めているということですね。安心いたしました。国営圃場整備は、圃場を効率的に利用できるようにするだけではありません。これまで道が狭く小さな農機具しか入れなかったり、素掘り、土の水路なんです。そういったものがコンクリートになったりすることで、田役が楽になると。つまり営農していくためには必要なことです。市長をはじめ、多くの皆様の御尽力があってこの取組が進められていることを理解しております。今後とも南国市の農地を守るこの国営圃場整備を進めていただきたいと強く願ひまして、次の質問に移らせていただきます。

3つ目の質問ですが、子育て支援についてです。

保育所、園の待機児童と兄弟で別園に通う世帯ですが、6月議会で御答弁いただいた状況が改善されたのか、お伺いします。

○議長（西本良平） 子育て支援課長。

○子育て支援課長（高野正和） 6月議会では35世帯77人とお答えいたしました。12月4日時点で23世帯52名と改善をしております。

○議長（西本良平） 溝渕正晃議員。

○5番（溝渕正晃） ありがとうございます。兄弟で別園に通う世帯が12世帯25人が改善されたということですね。

それでは、次に兄弟で別園に通う世帯はどの小学校区で多いのかをお聞きします。

○議長（西本良平） 子育て支援課長。

○子育て支援課長（高野正和） 保護者の住所で大字ごとに集計しますと、左右山が5世帯となり、ほかの大字は1世帯か2世帯です。小学校区としますと、左右山を含む国府となります。

○議長（西本良平） 溝渕正晃議員。

○5番（溝渕正晃） ありがとうございます。国府小学校区に多いということですね。答申で見えていきますと、国府小学校は児童生徒数が減少傾向でしたので、考えていた小学校区と異なっていたので驚きました。市街化調整区域の部分的な緩和によるものだと思いますけども、ほかのところにもそういったところで緩和していただければ小学校の人数も増えてい

くのかなと考えております。

次の質問に移りますが、大篠小学校区内の保育所、園についてですけれども、9月議会でも南国市これからの教育・保育を考える会の答申について質問いたしました。その資料を見る中で、令和9年までしかデータはないんですけども、大篠小学校は児童生徒数が常に増加していくというような流れになっておりました。また、篠原に新しい団地ができたということもありまして、大篠小学校区にある保育所、園に入所できない子供が他の小学校区の保育所、園に通って、そのまま地元とは違う小学校に通っているのではないかと推察しています。そのため、兄弟で別園に通う世帯の多い小学校区の保育所、園の受入れ人数を増やせる状況にすれば、兄弟で別園に通う世帯も少なくなるのではないかと考えておりますが、そういった取組はできないかお伺いします。

○議長（西本良平） 子育て支援課長。

○子育て支援課長（高野正和） 先ほどの大字ごとの集計で、兄弟で別園に通う世帯が多い地区の保育施設は国府保育所となりました。国府保育所には増築をする余地がないものです。また、6月議会から12月議会の間で12世帯減少しておりますので、この世帯数は流動的だと判断をしております。6月議会で答弁しました入所保留のある市の中心部に近い保育施設の受入れ可能人数を増やすことで、兄弟で別の保育施設に通う世帯減少につながるのではないかと考えておまして、その方向で取り組んでいきます。

○議長（西本良平） 溝渕正晃議員。

○5番（溝渕正晃） ありがとうございます。ぜひよろしくお願ひします。

今回の議会でも、里保育園と吾岡保育園とか、話も出てましたし、明見保育園なんかも横が広がって増築なんかもできるのかなというふうにも考えますので、全体でその辺、考えていただけると助かりますのでよろしくお願ひいたします。

最後に、外国人への生活保護についてお伺いします。

9月議会の同僚議員への答弁で、外国人への生活保護についてお話がありました。私は生活保護は国民を対象としたものだと考えており、外国人への生活保護の問題についても都会だけだろうと考えておりましたので、驚いております。

そこで質問ですが、国民を対象とした生活保護がなぜ外国人も対象となっているのかお伺いします。

○議長（西本良平） 福祉事務所長。

○福祉事務所長（天羽庸泰） 生活保護制度は、生存権を保障する憲法第25条を根源とするも

のでありますが、憲法第25条第1項は、「すべて国民は、健康で文化的な最低限度の生活を営む権利を有する。」と規定していることから、生活保護法は日本国民を対象とされています。ただし、適法に日本に滞在し活動に制限を受けない永住、定住等の在留資格を有する外国人については、人道上の観点から、行政措置として生活保護法の取扱いに準じた保護を実施してまゝす。この行政措置とは、昭和29年5月8日付、厚生省社会局長通知の生活に困窮する外国人に対する生活保護の措置についてのことです。この通知では、「生活保護法第1条により、外国人は法の適用対象とならないのであるが、当分の間、生活に困窮する外国人に対しては一般国民に対する生活保護の決定実施の取扱いに準じて左の手續により必要と認める保護を行うこと。」などとされています。

○議長（西本良平） 溝渕正晃議員。

○5番（溝渕正晃） ありがとうございます。私も生活保護における外国人の取扱いについて調べてみました。永住者、永住者の配偶者など、定住者、日本人の配偶者など、特別永住者の在留資格を有する者が対象だと思います。また、短期滞在、留学や技能実習の一時的な在留資格の場合、対象外だと思いますが、いかがでしょうか。

○議長（西本良平） 福祉事務所長。

○福祉事務所長（天羽庸泰） 昭和29年5月8日付の、先ほど言いましたけど、厚生省社会局長通知の生活に困窮する外国人に対する生活保護の措置についてで、一定の外国人への行政措置は、出入国管理及び難民認定法別表第2の在留資格を有する者である永住者、日本人の配偶者等、永住者の配偶者等、定住者、日本国との平和条約に基づき日本の国籍を離脱した者等の出入国管理に関する特例法の特別永住者、出入国管理及び難民認定法上の認定難民等が、生活保護法に準じた取扱いの対象とされています。議員が調べられたように、永住者、日本人の配偶者等、永住者の配偶者等、定住者、日本国との平和条約に基づき日本の国籍を離脱した者等の出入国に関する特例法の特別永住者は対象で、技能実習、短期滞在、留学は対象外です。令和7年9月議会で、杉本議員の外国人と日本人で受けられる生活保護の基準が違うのかという一般質問に対して、違いはありませんと答弁しました。生活保護の基準は、生活保護費の基準額という意味で答弁をしましたが、正確には保護費の基準の違いはありませんが、保護の対象は永住者、日本人の配偶者等、永住者の配偶者等、定住者、日本国との平和条約に基づき日本の国籍を離脱した者等の出入国管理に関する特例法の特別永住者等に限定されるということになるため、この場で答弁を補足します。

○議長（西本良平） 溝渕正晃議員。

○5番（溝淵正晃） ありがとうございます。日本人の配偶者が入ってるっていうことは、日本の国籍取得は難しいのではないかと推察しております。しかしながら、私としては、まずは日本国籍を取得させて、その後、生活保護というのが本来の流れなのかなとも考えております。今後、国でも検討していただけることを強く願ひまして、私の一般質問を終わらせていただきます。執行部の皆様、丁寧な御答弁ありがとうございました。

○議長（西本良平） 1番齊藤正和議員。

〔1番 齊藤正和議員発言席〕

○1番（齊藤正和） おはようございます。議席番号1番、みらいの会の齊藤正和です。よろしくお願ひいたします。

私の今議会での質問は、農業を守る田役支援の現状と課題、冬季の火災リスクと安全対策、義務教育後の子供たちへの学びの継続支援となっております。よろしくお願ひいたします。

それでは、質問に入らせていただきます。

農業を守る田役支援の現状と課題についてです。

本市において、農地、水路、農道などの維持管理、いわゆる田役は、地域の農業を支える基盤であるとともに、水源涵養、防災、景観維持など、多面的な地域機能を支える重要な役割を果たしています。しかしながら、近年の資材費、燃料費の高騰、さらには高齢化、担い手の減少などを背景に、従来の補助制度や支援内容では実態に見合わない、負担が重いといった声も寄せられております。南国市の現在実施している田役に関する支援制度、補助、交付金、管理補助などの内容を、制度名を含めてお伺ひしたいと思います。御答弁をお願ひいたします。

○議長（西本良平） 建設課長。

○建設課長（山崎浩司） 本市の田役に関する事業は、毎年3月の川干の時期に、地域住民が水路にたまった土砂を取り除き、市が用意した仮置場に集め、市がまとめて残土処理を行っている事業を実施しております。また、農道、水路をコンクリート化することで田役労力を軽減する、南国市農林事業分担金条例に基づく市単独土地改良事業、地区住民が直営で水路や農道を施工し、コンクリートなどの材料に対して支給する事業があります。また、地域の共同活動組織事業におきまして、農地、農業用水などの資源の保全及び質的向上を図るため、多面的機能支払交付金の支援事業を活用していただいております。さらに令和2年度から実施している、南国市15地区523ヘクタールでは、区画整理及び農業用排水施設の一体的な整備を行う国営緊急農地再編整備事業につきましては、国の制度の下、農業生産性と収益の向上及び耕作放棄地の解消と発生防止による優良農地の確保を図り、農業の振興と地域の活性化に資することを

目的とした事業を実施しております。以上です。

○議長（西本良平） 齊藤正和議員。

○1番（齊藤正和） ありがとうございます。田役に関する支援として、複数の制度があることを確認できました。こうした支援により、地域の維持管理ができていているという点は評価したいと思います。この3月に行われる川干ですが、私も小さい子供の頃から、川の水が引くと網を持って川に入るといふことで、小さいときから身近に感じていることでした。もう3月のこの川干を楽しみにしているということとともに、親に呼ばれたら一緒に行って川の土をさらったりとかということをするということ小さいときから一緒にしてきました。ですので、現場からは、今現在、先ほど紹介していただきました制度はありますけど、この制度の対象にならない部分がある、そして依然として負担が重くなっているというような声が聞かれ始めております。地域住民や農家の方からの意見、要望をどのように把握し、どのような対応をされているか伺いたいと思います。御答弁をお願いいたします。

○議長（西本良平） 建設課長。

○建設課長（山崎浩司） 特に実態調査などは実施しておりませんが、日頃から各地区の自治会組織や総代、土木委員の方々より、地区でまとまった要望や相談は受けております。要望や相談は個々によって様々でありますので、まずは直接現地で具体的に困っていることや相談を聞き取り把握し、内容に合った事業実施を進めております。以上です。

○議長（西本良平） 齊藤正和議員。

○1番（齊藤正和） ありがとうございます。各地区の総代さんや土木委員さんを通じて現場の声を直接聞いて対応されているということで、現場の実情を丁寧に把握されようとしている姿勢が伝わってきました。確かに昔から地区のこういう総代さんというのは頼りになって、話もしっかりしてくれるという印象があるのですが、最近はある一定の方への負担がすごく重くかかっているということで、当番制になってきている地区も出てきております。そういった地域ごとの温度差も踏まえながら、現場の実態に沿った対応を今後も続けていただきたいと思いますので、よろしく願いいたします。

そして、補助水準の妥当性についてもお伺いしていきたいと思っております。

資材、燃料費の上昇を踏まえ、現在の補助額及び支援制度の水準は現場の実情に見合っているとお考えでしょうか。御答弁をお願いいたします。

○議長（西本良平） 建設課長。

○建設課長（山崎浩司） 各地域が水路、農道の維持管理を行うために直接施工する場合の材

料費に対して、市が予算に見合った範囲で支給の補助を行っておりますが、この材料価格が年々上昇していることは把握しております。限られた予算の中で各地区の要望に配分できるよう、一定、補助限度額を決めて実施していることで、各地区の施工量が徐々に縮小されているのが現状であります。以上です。

○議長（西本良平） 齊藤正和議員。

○1番（齊藤正和） ありがとうございます。現場の資材価格の上昇は把握してござっております。限られた予算の中で配分工夫をされているということです。また、各地区の施工量の減少についても把握されているということで、現場の厳しさが伝わってくると思います。

そこでお伺いしていきたいと思います。

これまでに補助額の見直しを行ったことはあるのでしょうか。

また、今後、見直しを求めたいと思いますが、いかがでしょうか。

なお、現場では生コンクリートの資材価格が大きく上昇しております。1立米当たりの生コンの価格ですが、高知東地区では2011年に1立米当たりが8,600円でした。それが2025年には1万7,300円になり、来年度からは2万300円へと値上げが見込まれております。こうした実情を踏まえた対応が必要ではないかと考えますが、御答弁をお願いいたします。

○議長（西本良平） 建設課長。

○建設課長（山崎浩司） 材料費支給におきまして、根本的な支給限度額の見直しを行ったことはありませんが、例えば毎年継続して施工している箇所について、その年度で完成する場合においては、事業効果も考えた上で支給配分も考慮し、実施しております。予算事情によりまますが、資材価格上昇も考慮した支給限度額の見直しも検討していくことは、今後、必要であると考えます。以上です。

○議長（西本良平） 齊藤正和議員。

○1番（齊藤正和） ありがとうございます。資材費の高騰について、しっかりと把握をしてくださっているということで安心をしました。今後、実情を踏まえて柔軟な見直しを期待したいと思います。どうぞよろしくをお願いいたします。

続きまして、田役の担い手確保と世代継承についてお伺いしていきたいと思います。

担い手の高齢化や減少が進む中、市として現状をどのように把握されているか、御答弁をお願いいたします。

○議長（西本良平） 農地整備課長。

○農地整備課長（高橋元和） 田役作業の課題に関しましては、多くの地域で参加できる人が

少なくなっているための労働力の減少があると思われます。作業の主体となります農家の数が減少し、後継者も少なくなっており、残る農家の高齢化も急速に進んでおり、65歳以上が農業従事者の大半を占める状況下では、重労働を伴う水路の泥上げや草刈り作業の負担は限界に近づいてきつつあると感じております。農地の集積、大規模化が進む一方で、日々の農地や施設の維持管理まで十分に手が回らない現状があると思っております。以上でございます。

○議長（西本良平） 齊藤正和議員。

○1番（齊藤正和） ありがとうございます。まさに現場でも同じ声を耳にすることがあります。田役に出る方も少しずつ減ってきており、また高齢化も見られているのが実情であります。同じ方ばかりに負担もかかってきております。地域の中で分担しながら、若い世代にも参加しやすい仕組みづくりが求められるタイミングではないかと思えます。その担い手確保に向けた具体的な取組について伺いたいと思えます。

現在、田役の担い手確保や世代継承に向けた具体的な取組は行っているのでしょうか。

実施している場合はその内容を、実施していない場合は今後の取組方針について伺いいたします。御答弁をお願いします。

○議長（西本良平） 農地整備課長。

○農地整備課長（高橋元和） 現在のところ、具体的な取組事例はございませんが、多面的機能支払交付金事業を活用することで、田役作業に必要な機械の借り上げ、そして作業に対する対価を支払うことができますので、活用しなかった場合と比較しまして、金銭的な負担や労働力の負担を軽減できていると思えます。

また、この交付金の一つであります資源向上支払交付金の共同活動については、農業者以外の地域住民の参加が可能となっておりますので、各組織とも地域住民を巻き込んだ活動を行っており、そこから田役等の作業にも参加してもらえるような取組が必要であると思っております。以上でございます。

○議長（西本良平） 齊藤正和議員。

○1番（齊藤正和） ありがとうございます。現時点では具体的な取組事例はないとのことですが、多面的機能支払交付金を活用し、地域住民を巻き込んだ活動が進められているという点は、大変意義があると思えます。ただ、今後の担い手確保を考えると、地域の中だけではなく、若い世代や市外の人たちにも関わってくださるような仕組みづくりが必要ではないでしょうか。

そこで、次にこうした新たな担い手作りの可能性について伺いたいと思えます。

今後、若い世代や地域外の人材、特に南国市内の高校、高専、大学などに通う学生が地域活

動や田役に参加しやすくなるような仕組みづくりが必要ではないでしょうか。例えばボランティア参加や地域ポイント制度などの導入に加え、学生が地域活動を体験的に学べるよう、教育機関との連携も視野に入れた取組を検討していただきたいと思いますが、見解をお伺いいたします。

○議長（西本良平） 企画課長。

○企画課長（田所卓也） 本市には、学生が主体となって企画立案し、地域の課題解決や活性化を目的とする活動を支援する南国市学生まちづくり協働事業費補助金がございます。学生が有する柔軟な発想やアイデア、そして行動力を生かし地域振興につなげていくとともに、地域への愛着を育み、大人になっても南国市に住んでもらいたいという思いが込められた補助制度です。これはあくまで学生が主体となって考え実施する事業であり、学生にとりましては、田役などの共同作業に参加すること自体は、田役などの地域活動によりまして地域での農業や景観などが維持されていることを知るいい機会であるとは思いますが、ただ、この補助制度は共同作業を支援することが目的ではありませんので、考え方の整理が必要であると思えます。また、田役費などの費用を地元から徴収して行われている田役は地域活動でありますので、地域が混乱しないような形での仕組みを考える必要があると考えております。

○議長（西本良平） 斉藤正和議員。

○1番（斉藤正和） ありがとうございます。市内には農業高校や高知大学農学部をはじめ、農業を学ぶ若い世代が多く存在しております。この3月の川干の時期というのは年度の変わり目ということもありまして、なかなか学生の参加っていうふうになると調整が難しい場合もあると思えますが、田役はこの3月だけではなく夏場にも行うことがありますので、ぜひ声をかけていただいて、まずは参加をしてもらい、そして触れてもらいという体験をしてもらうことで、この地域活動というものに触れていただきまして、地域の力、そして循環していくような取組をぜひ検討していただきたいというふうに思っておりますので、よろしくお伺いいたします。

最後に、市長にお伺いしたいと思います。

南国市は、温暖な気候と肥沃な土地を生かし、園芸を中心に多様な農業が営まれております。その中には、大規模農家もある一方で、中小規模、個人、高齢の方、そして家族で農業をされているケースもあります。こうした方々も地域の農業と田役を支える重要な担い手ですが、資材高騰や人手不足の中でもう続けられないといった声も聞かれております。田役の維持は、農業だけではなく水路や農道の保全、防災、景観、そして地域のつながりを守ることに直結していると思えます。南国市ならではの農業構造と地域性を踏まえ、市長としての現状認識と今

後の田役支援の方向性をお伺いいたします。

○議長（西本良平） 市長。

○市長（平山耕三） 議員御指摘のとおり、担い手不足や耕作放棄地の増加に加え、燃油や資材の高騰など、南国市をはじめ、日本の農業は全国的に厳しい状況にあると認識しており、日本の農業は大きな転換期を迎えているようにも感じております。農業従事者の高齢化や後継者の育成などの課題に対応し、全ての生産者が持続的に経営を続けられるよう、基盤整備を進めるとともに、集落営農法人の設立など、経営体の育成も重要な取組でありますので、引き続き国や県の施策を注視し、活用できる事業を活用しながら、関係機関と連携して農業振興に取り組んでまいりたいと考えております。

また、田役等の維持をしていく上で有効活用できる多面的機能支払交付金に関してですが、本年11月に開催されました農業農村整備に関する意見交換会、予算キャラバンと申しておりますが、それで、その中で農林水産省の職員も同席する中、多面的機能支払交付金は農村集落の維持と農地保全に大きく貢献しており、地域の農業用施設の維持管理や農地の保全、地域コミュニティの活性化に寄与しておりますが、組織の高齢化等により活動を休止する組織もあり、憂慮すべき状況になっております。今後もこの事業により地元組織が継続的に地域コミュニティの活性化や地域資源の保全活動に取り組めるよう、予算面と運用面での支援をよろしくお願いたしますと意見を述べてきたところであります。今後もこういった機会があるごとに地域の実情を訴えてまいりたいと考えております。以上です。

○議長（西本良平） 斉藤正和議員。

○1番（斉藤正和） ありがとうございます。市長から、国や県との連携を軸に、基盤整備や経営体系の育成、多面的機能支払交付金の活用など、今後の方向性を示していただきました。田役は農業を支える基盤であると同時に、人と人のつながりを守る大切な地域活動でもあります。農家だけではなく、地域の皆さんが草刈りや清掃を通じて支え合っている姿こそ、南国市の力だと思います。地域が一つとなって、次の世代へと農業と地域の誇りをつないでいけるよう、現場の声を生かした実効的な支援の充実をお願いし、次の質問に移りたいと思います。

次の質問です。冬季火災予防と安全な地域づくりについてです。

このところ、全国各地で大規模な火災が相次いでおります。皆さんの記憶にも近々にあると思いますが、11月18日には大分県の佐賀関地区で住宅、山林を巻き込む火災も発生しております。そして、この12月に入ってから、群馬県妙義山で山林火災が、そして8日には神奈川県日向山にて山火事が発生するというところで、本当に空気が乾燥しているということもあり、火

災が続いているような状態です。こうした状況を踏まえ、南国市でも同様のリスクが高まるこの時期に、改めて火災予防への意識を強めていく必要があると感じております。

質問です。南国市内の過去3年間の火災発生件数の推移はどうなっているでしょうか、御答弁をお願いいたします。

○議長（西本良平） 消防長。

○消防長（三谷洋亮） 齊藤議員の御質問にお答えいたします。

令和4年中は23件、うち建物火災8件、令和5年中は25件、うち建物火災10件、令和6年中は22件、うち建物火災7件となっております。

○議長（西本良平） 齊藤正和議員。

○1番（齊藤正和） ありがとうございます。毎年20件を超える火災が発生しており、これは決して少なくはないと思います。火災の背景にある要因を把握し、季節ごとの備えを強化する必要があると感じます。この冬場における火災原因の傾向として、どのようなリスクが多いでしょうか。御答弁をお願いいたします。

○議長（西本良平） 消防長。

○消防長（三谷洋亮） 冬場は暖房器具の使用が増えることや空気が非常に乾燥しておりますので、火災のリスクが高まります。火災を防ぐためには、たばこの不始末を防ぎ、コンロや暖房器具の近くに燃えやすい物を置かない、電気機器や配線を小まめにチェックするなどの対策が重要となります。

また、野焼きやたき火等の火入れも多く、特に冬場は枯れた草木が乾燥し、風により短期間に燃え広がることで対応できなくなり、火災となります。

○議長（西本良平） 齊藤正和議員。

○1番（齊藤正和） ありがとうございます。家庭内の火の扱い、そして野焼きなど、日常生活の中に火災の芽が潜んでいることが分かります。

続いて、こうしたリスクに対して、市の警戒態勢がどのようになっているかお伺いしたいと思います。

空気が乾燥し、北風の強い日が増えるこの時期、市として、季節要因を踏まえた特別警戒の体制は取られているでしょうか、御答弁をお願いいたします。

○議長（西本良平） 消防長。

○消防長（三谷洋亮） 例年、特に冬場は管内の消火栓や防火水槽の点検を重点的に行い、消防本部及び消防団において年末特別警戒を実施するなど、警戒を努めております。また、今年

2月に発生した大船渡市林野火災を受けて、林野火災に係る注意報及び警報の規定の追加等を行うため、南国市火災予防条例の一部改正を本議会に上程しており、内容については市民において広報をするとともに、警戒を行うよう、消防本部及び消防団幹部会においても周知徹底をしております。

○議長（西本良平） 齊藤正和議員。

○1番（齊藤正和） ありがとうございます。先ほども私も話しましたとおり、山火事というのは一度火がつくとなかなか消すことができないということで、消防署員や消防団がホースを持って山に入ってもなかなか火は消えない。ヘリが飛んできて水を落としていてもなかなか消えないというのが実情で、燃え尽きるのを待つか、それとも雨が降るのを待つかというような状況にもなっているのではないかと思いますので、本当に注意をしていくべきところだと思います。

そして、先ほどお話をいただきましたとおり、農作業に伴う野焼きについてもお伺いしていきたいと思います。

農家の方々が行う野焼き、農作物残渣燃焼についてですが、これによる火災発生状況はどうなっているのでしょうか。御答弁をお願いいたします。

○議長（西本良平） 消防長。

○消防長（三谷洋亮） 令和4年中は6件、令和5年中は14件、令和6年中は13件となっております。

○議長（西本良平） 齊藤正和議員。

○1番（齊藤正和） ありがとうございます。これ、令和5年、6年はいずれも発生した火災のおよそ半数以上がこの野焼きに関係しているという点は、非常に重く受け止める必要があると思います。農作業の一環として行われるとはいえ、風や乾燥などの気象条件が重なれば、大きな被害につながりかねません。現場での安全管理と併せて地域全体で注意喚起を広げていくことが求められると思います。

野焼きに関するルールや許可基準についてお伺いしていきたいと思います。

野焼きに関する市としてのルール、許可基準はどうなっているのでしょうか、御答弁をお願いいたします。

○議長（西本良平） 環境課長。

○環境課長（横山聖二） 廃棄物の処理及び清掃に関する法律第16条の2に焼却禁止の条項があり、原則として野焼きは禁止されていますが、廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令第

14条に焼却禁止の例外となる廃棄物の焼却の条項があります。風俗慣習や宗教上の行事に必要なもの、農業、林業または漁業を営むためにやむを得ないもの、たき火など軽微なものがこれに該当します。ただし、この例外も、環境省通知により、生活環境の保全上、著しい支障を生ずる焼却はこれに含まれるものではないとありますので、通報等により迷惑行為と認められる場合は、直ちにやめるよう注意をしております。

○議長（西本良平） 農林水産課長。

○農林水産課長（川村佳史） 南国市の森林、または森林の周辺1キロメートルの範囲内にある土地における火入れに関しては、南国市火入れに関する条例により許可が必要となる場合がございます。以上です。

○議長（西本良平） 齊藤正和議員。

○1番（齊藤正和） 御答弁ありがとうございました。例外的なものは認められているということですが、火災リスクを伴う行為である以上、より丁寧な周知と指導が必要だと感じます。

そこで、具体的な防止策について伺っていききたいと思います。

野焼き、農業残渣燃焼などが原因の延焼事故を防ぐため、市として事前連絡の徹底、風速基準、周知啓発などの取組は行っているのでしょうか、御答弁をお願いいたします。

○議長（西本良平） 消防長。

○消防長（三谷洋亮） 消防本部としては、火災と紛らわしい煙、または火災を発生おそれのある行為の届出時には、事前、事後の連絡や焼却時の注意点などをお伝えしております。

○議長（西本良平） 齊藤正和議員。

○1番（齊藤正和） ありがとうございます。届出時の指導ということで、届出があった方には個別対応を丁寧に行っているという点はすごく素晴らしいことだと思います。一方で、市内の火災の半数以上が農家の方が行う農作物残渣燃焼に関係しているという現状を考えると、届出の対応だけでは限界があるようにも思います。今後は気象条件や地域特性に応じて、地域ぐるみでの注意喚起や未然防止の仕組みを整えることが必要だと感じます。そうした連携体制について伺っていききたいと思います。

現在、市として、乾燥注意報や強風時などに市民への注意喚起を行っているのでしょうか、御答弁をお願いいたします。

○議長（西本良平） 消防長。

○消防長（三谷洋亮） 現在のところ、消防本部では行っておりませんが、乾燥注意報などが発令された場合に、危機管理課が防災行政無線のお昼のサイレン時に火の元の確認について、

注意喚起の放送を行っております。

○議長（西本良平） 齊藤正和議員。

○1番（齊藤正和） ありがとうございます。防災行政無線による呼びかけは有効ですが、農家や地域の特性に応じた柔軟な情報共有も必要だと思います。JAなど関係機関と連携して、農家や地域の皆さんへの注意喚起を行う仕組みはありますか、御答弁をお願いいたします。

○議長（西本良平） 消防長。

○消防長（三谷洋亮） 消防本部として連携した取組はございません。市としましても、連携した取組はないということです。

○議長（西本良平） 齊藤正和議員。

○1番（齊藤正和） 現状、関係機関との連携は行われていないということですが、冬の乾燥時期は少しの火でも延焼につながるおそれがあります。先ほども消防長のほうから話がありましたが、ちょっと火をつけたつもりが、隣の枯れ草に燃え広がって、それが止められなくなった。近くにバケツに水もくんでなかったとか、消火器を持っていなかったとかということも原因として考えられるのではないかというふうに思いますので、そこで提案をしたいと思います。

消防本部、市、JA、地域が一体となり、協力して注意喚起やパトロールを行う体制を整えること、また農家や地域の皆さんに向けて、野焼き、農作物の残渣燃焼などの際に気をつけるポイント、例えば風の確認、水の準備、焼却後の完全消火などをまとめた注意喚起ビラを作成し、地域やJAを通じて配布することを提案したいと思いますが、どうでしょうか、御答弁をお願いします。

○議長（西本良平） 消防長。

○消防長（三谷洋亮） 前向きに検討をしてみたいと思います。以上でございます。

○議長（西本良平） 齊藤正和議員。

○1番（齊藤正和） ありがとうございます。地域の安全のためによりしくお願いいたします。それでは、次の質問に移りたいと思います。

義務教育後の子供たちへの学びの継続支援です。

近年、文部科学省の最新調査によりますと、小中学校における不登校児童生徒は、令和6年度にはおよそ35万4,000人に上り、過去最多となっております。小学校、中学校、ともに不登校の割合が上昇傾向にあり、小学校では0.7%から1.7%へ、中学校では3.7%から6%へと増加しております。こうした状況を踏まえると、不登校の増加は、一過性の問題ではなく継続的、かつ構造的な課題であると考えられます。そのような中で、中学校卒業後に高校へ進学しな

った、または途中で退学した若者も、一定数存在しています。15歳から20歳前後の義務教育を終えた子供たちが、学校や行政とのつながりを失い、相談できる相手がいなくなる、いわゆる空白時間が生まれていることが課題です。この義務教育後の空白期をどう支えるかが、今まさに問われています。こうした子供たちや若者が社会との接点を持ち直し、再び学びを始められるよう、本市ではどのような支援を行っているのかお伺いいたします。御答弁をお願いいたします。

○議長（西本良平） 福祉事務所長。

○福祉事務所長（天羽庸泰） 質問にあります子供たちの支援につきまして、南国市が実施している事業、2つあります。1つ目が、直営で実施してまます南国市子どもの学習・生活支援事業です。この事業は、生活困窮者自立支援法に規定する事業として、貧困の連鎖を防止するため、生活困窮世帯の子供に対する学習支援及び保護者も含めた生活習慣、育成環境の改善に関する支援を提供する事業であります。南国市では、庁舎の近傍に学習支援室を常設してまして、学習の支援のみならず、生活習慣の改善や社会性の向上などを目的として、居場所の提供や広範な相談支援などを実施しております。主たる対象者は中学生ですが、中学を卒業、高校進学後も通室が可能でして、通室が途切れた場合も、電話などによるフォローアップを行っております。中学生のときに利用がなかった子供さんについても、高校中退防止の観点から通室するケースもあります。

2つ目が、社会福祉法人南国市社会福祉協議会に委託してまして、あつたかふれあいセンター事業において、週2回実施してまして、アルファベットでMORITTO、モリトと呼ぶんですが、そういうものがあります。この対象者は、ひきこもりの方、自宅以外の居場所が欲しい方、それから長期離職中の方でおおむね16歳から50歳までの方としております。参加者は、学校生活や社会生活において、何らかの理由で生きづらさを抱える方となっております。内容としましては、参加者一人一人に合わせた柔軟なプログラムを実施しております。具体的には、コミュニケーション能力や生活能力向上を目的とした課外活動やボランティア活動をしたり、就労の経験、マナー学習などを行ったりしてまして、それらの活動によって生きづらさを軽減させ、自立した生活ができるようになった方も多くおられます。

○議長（西本良平） 齊藤正和議員。

○1番（齊藤正和） ありがとうございます。生活困窮世帯の学習支援に加え、社会福祉協議会を通じた若者支援まで、幅広く取り組まれていることを評価したいと思います。特に経済的困難の支援だけでなく、心理的、社会的な孤立にも寄り添う取組が進められている点は、大変

意義深いと感じます。今後は、教育、福祉、就労支援などの各分野がさらに連携し、切れ目のないサポート体制を築くことが重要だと思います。特に義務教育を終えた15歳から20歳前後の子供たちは、進学や就労のいずれにも踏み出せず、社会との関係が途切れがちな時期でもあります。こうした時期に支えとなり、つながりをどう確保していくか、ここが今後の重要な課題だと考えます。

そこで、連携について伺っていきたいと思います。

義務教育後の子供たちや若者の支援には、教育委員会のみならず福祉事務所、こども家庭センター、ハローワーク、若者サポートステーションなど、複数の機関との連携が欠かせません。本市では、進路が定まらない若者や社会との関わりを持ちにくい子供に対し、どのような支援を行い、関係機関との連携をしているかお伺いいたします。

○議長（西本良平） 福祉事務所長。

○福祉事務所長（天羽庸泰） 学習支援事業の利用者に対しまして、毎月、情報共有を目的とした定例会に教育委員会事務局の学校教育課とこども家庭センターの職員が参加しております。義務教育後の子供に対する支援についても意見や情報交換を行っております。若者サポートステーションについては、ケースに応じて利用を進める助言などを行っております。先ほど言いましたMORITTOの利用者については、就職をしたい、進学をしたいなど、具体的な目標が見つかった場合は、南国市社会福祉協議会への委託事業である自立相談支援事業や高知県の委託事業であります若者サポートセンターと連携した支援を行います。

○議長（西本良平） 斉藤正和議員。

○1番（斉藤正和） ありがとうございます。定例会などの情報共有、そしてケースごとの連携が図られているということで、安心いたしました。こうした連携により、教育、福祉、就労といった複数の支援を横断的に受けられる体制が整いつつあることは、大きな前進だと感じます。

次に、そうした連携の下で行われている現場での具体的な支援の様子や利用状況について伺っていきたいと思います。

学習支援室を利用する子供、若者の人数や対象の範囲について、これは昨日の質問に重複いたしますが、御答弁をお願いいたします。

○議長（西本良平） 福祉事務所長。

○福祉事務所長（天羽庸泰） 学習支援室の対象の子供ですが、南国市において生活保護法に基づく生活保護を受給する世帯の小学生以上、南国市において学校教育法第19条に基づく就学

援助を受けている世帯の小学生以上、学習環境等に問題を抱え、将来、最低限度の生活を維持することができなくなるおそれのある小学生以上としております。ボリュームゾーンとしましては中学生で、高校受験前に利用の希望が増える傾向に毎年あります。中学校卒業、高校進学後も通室は可能でありまして、先ほども言いましたけど、通室が途切れた場合も、電話などによるフォローアップを行っております。現在、定期的に利用されてる利用者は、今年の10月の実績で5名、高校受験に向けた問合せや見学が増加傾向にあります。

○議長（西本良平） 齊藤正和議員。

○1番（齊藤正和） ありがとうございます。利用者数は5名ということですが、問合せや見学の増加から、潜在的なニーズの高まりがうかがえるのではないかと思います。私も5月に、教育民生常任委員として現地を見せていただきました。その際には、職員の皆さんから当時の状況や課題について詳しくお話を伺いました。また、先週は西内議員とともに再び訪問し、現場で支援員の方から現在の取組や子供たちの変化についても話をお伺いいたしました。中には1週間や1か月ぐらいで学校に戻られたお子さんもいらっしゃるということでした。また、夜間高校に通う前に立ち寄って勉強したり、支援員の方と話をして気持ちを整えてから登校する生徒さんもいらっしゃるということでした。学習支援室は、まさに社会に再びつながる助走の場として機能していると感じました。こうした取組は、学力支援にとどまらず、孤立した若者の自己回復と再社会化を支える重要な拠点だと思います。

しかし、その意欲を支えるためには、安全で落ち着いた学習環境が確保されなければいけないと思います。現在の建物は老朽化も見られ、トイレを利用する際には、道路を渡って別の建物まで行かなければならない状況にあります。このような環境は、思春期の子供たちにとって安心して過ごせるとは言い難いと思います。こうした現状について、どのように認識されているかお伺いいたします。

○議長（西本良平） 福祉事務所長。

○福祉事務所長（天羽庸泰） 今年の5月9日には、齊藤議員をはじめ当時の教育民生常任委員の皆様にはこの学習支援室を見ていただいたとおり、建物の老朽化が進んでおります。また、耐震性にも不安があります。耐熱性も低くて、夏はエアコンが利くまでに数時間かかる状況でもあります。それから、トイレが併設されていないため、別棟のトイレを利用する必要がありまして、不便さからトイレを我慢する方とか、あるいは不便さから利用に至らない、申込みはあったんですが至らないケースもあります。未来ある大事な子供が利用する事業ですので、安全で快適な環境への引っ越しを検討しています。

○議長（西本良平） 齊藤正和議員。

○1番（齊藤正和） ありがとうございます。現状を的確に教えていただきました。改善に向けても検討されているということの評価したいと思います。

しかし、施設の耐震性は、専門家からも私がお話を伺ったところ、論外との評価がありました。災害時の安全確保は喫緊の課題ではないでしょうか。また、現地を見学した際には、建物は移設された古いプレハブの2階部分、1階は物置となっており、カーテンが朽ちている状態で見えていました。外観からも老朽化が見てとれ、初めて見学に来た子供や保護者が、ここで過ごすのは不安があると感じてしまうのではないかと思います。建物の印象や雰囲気は、特に繊細な時期である子供たちにとって、利用の一步を踏み出すかどうかを左右する大きな要素です。こうした点からも、安心して通える環境づくり、そして早期の移転が必要だと考えます。

そこで、移転の検討状況と今後の見通しについてお伺いいたします。

○議長（西本良平） 福祉事務所長。

○福祉事務所長（天羽庸泰） 現在利用されていない市有財産で利用可能なものを検討しているところであります。既に幾つかの候補先を検討しましたが、決定には至っておりません。条件としましては、耐震性はもちろんですけども、トイレ、それからL GWAN回線が確保できるなどを移転先として検討していますが、学習支援室の利用者、学習支援の会計年度任用職員、高知大学と高知県立大学の学生のアルバイトの学習支援室補助員の人命を考えますと、令和8年9月までに移転先のめどが立たなければ、令和9年4月から事業の休止も視野に入れております。何としましても、事業継続のために移転先を探しているところであります。

○議長（西本良平） 齊藤正和議員。

○1番（齊藤正和） ありがとうございます。現在、候補地を検討中とのことですが、もし移転先が確保できなければ、今後、事業休止も視野とのことでした。未来ある子供たちの学びの場を途切れさせることは絶対に避けなければなりません。学習支援室は、単なる学習の場ではなく、社会との接点を失いかけた若者が、もう一度、人とつながる勇気、それを取り戻すための中間的な居場所です。大学生や支援員の方との交流を通じて、半年から1年で会話ができるようになったお子さんもいらっしゃいます。学校復帰、高校進学、就職といった成功体験もそこから生まれております。こうした取組は、教育だけではなく、福祉や地域が一体となって若者を支える南国市らしい支援の形だと思います。どうか市長のリーダーシップの下、安全で安心できる学びと交流の拠点として、早期の移転を実現し、子供たちが自分のペースで成長を続

けられる環境づくりを進めていただきたいと思います。よろしくお願ひいたします。

以上で私の質問を終わりたいと思います。御答弁ありがとうございました。

○議長（西本良平） 2番松下直樹議員。

〔2番 松下直樹議員発言席〕

○2番（松下直樹） 公明党の松下直樹です。大衆とともにとの立党精神を胸に、生活者目線で質問をさせていただきます。

それでは、通告に従いまして一般質問をさせていただきますので、執行部の皆様、御答弁のほどよろしくお願ひをいたします。

まず初めに、国営圃場整備について御質問をさせていただきます。

6月議会で質問をさせていただきました、国営圃場整備された浜改田西部地区での圃場から大量の大きな石が出てトラクターの爪が傷んでしまった、またトラクターの煮え込み、圃場が水平ではなく水が張れない箇所もあったなど、地元の農家さんの声を紹介をさせていただきました。6月議会での答弁では、稲刈り終了後には誠意を持って対応していくとのお答えでしたが、その後の御対応はどうなっているのでしょうか、お伺いをいたします。

○議長（西本良平） 農地整備課長。

○農地整備課長（高橋元和） 6月議会での松下議員の質問に対しまして、稲刈り終了後に圃場の状態を確認し、対策が必要な場合は誠意を持って対応を行いますとお答えしておりますが、浜改田西部工区でのその後の対応状況について答弁いたします。

まず、煮え込みや石の多さなどの御指摘については、その後、速やかに国の出先機関である高知南国農地整備事業所や高知南国土地改良区と今後の対応について協議を行いました。そして、7月には、浜改田西部工区運営委員や耕作者など、地元関係者とともに現地確認を行い、稲刈り終了後に改めて現地調査を実施し、必要な対策を講じていく旨の説明をしております。このうち田植時の煮え込みに対しては、稲刈り後の10月に土壤硬度計を用いて煮え込みのあった箇所と煮え込みのなかった箇所の計測を行いました。数値に差がなかったことから、その後、地元関係者と協議した結果、12月に再度、圃場に水張りを行い、トラクターの走行試験を行うなどして、来春の田植時に再度、煮え込みが生じないように、対処を行う予定でございます。また、石の多いとされた圃場につきましては、当該箇所の表土を入れ替えることで対応していく予定としております。以上でございます。

○議長（西本良平） 松下直樹議員。

○2番（松下直樹） 早急な御対応、大変にありがとうございます。圃場主、また地域の方が

納得し、安心して営農できるように、これからも地域の方の声を聞きながら、よろしく願いをいたします。

次に、営農に支障を来すほどの大きな石対策として有効な手段として、大きな石を粉砕できるストーンクラッシャーがあります。少し調べてみましたが、多くのメリットがありました。石や瓦礫の搬出、運搬、処分などが不要になり、コスト削減、石を圃場の外に出さないことで表土の減少が少なく、地盤沈下を防ぎ、土が持つ排水性、浸透性、保湿性などの地力の減少を防ぐ、また粉砕された石はそのまま土地の天然の肥料としてミネラルが溶け出し、土壤改良とともに、作る農作物の収量増加の効果も期待もできます。そして、何より問題となるトラクターの爪の破損や農機具の故障の減少にもつながると考えます。メリットの多いこのストーンクラッシャーの活用をしてはどうかと思いますが、市の御所見をお伺いいたします。

○議長（西本良平） 農地整備課長。

○農地整備課長（高橋元和） 区画整理工事では、一旦表土などを取り除き、その後、表土を戻した後、営農に支障が生じる程度の石礫は人力で除去することが一般的であります。大区画圃場を対象に、効率的かつ確実に石礫を取り除くには、今後、機械除礫による対応が望ましいと考えられます。既に現在実施中の工事では除礫機械を導入し、石を砕くストーンクラッシャーではございませんが、ストーンピッカーなど、石礫を拾い上げる機械を活用して、効率的な石礫除去を実施しております。以上でございます。

○議長（西本良平） 松下直樹議員。

○2番（松下直樹） ありがとうございます。営農に支障を来すほどの大きな石などを除去できるストーンピッカーの活用は、本当に人力で除去するよりはるかに効果的だと思います。しかし、ストーンクラッシャーは、先ほど述べたとおり、メリットがあります。メーカーにもありますが、20センチから40センチ程度の深さまで対応できるそうです。また、一度に深い層まで破砕するのではなく、段階的に作業を行う方法もあるそうです。施工方法でもともとある石礫を砕いて圃場で生かすことができますので、他県での活用も研究していただいて活用してはと思いますので、お考えください。

続きまして、能間地区でも複数の圃場を持っている方とお話をした際に言われていたことで、すけども、施工業者の違いによって、圃場ごとの仕上がりの品質にばらつきがあるように感じているとのことでした。こっちは問題ないが、あっちの圃場では石が大量に出たなどと、そういうお話もされておりました。市としてはどのような御認識をされていますか、お伺いをいたします。

○議長（西本良平） 農地整備課長。

○農地整備課長（高橋元和） 圃場整備は、表土や基盤土、畦畔など、土を動かして造成する工事であることから、現地の土質性状や時間経過による厚みと沈下、雨天等、気象による影響を受けやすいといった特徴があると考えております。そのため、圃場整備に係る造成工事を主に行ってきた建設業者とその経験が少ない建設業者では、その仕上がりに多少の差異が生じることはあるかと思いますが、各工区エリアで受注業者も違い、またそのエリアごとに表土や基盤土の状態もそれぞれ違いがあると思われます。整備後にこういった苦情の御相談があった際には、その都度、国事業所と連携を取りながら対処させていただいております。以上でございます。

○議長（西本良平） 松下直樹議員。

○2番（松下直樹） 基盤土、表土の違いに対応するのが業者なのではないかと考えるところです。業者によって多少の差異があると言われましたが、せめて営農に支障がない程度の差異でお願いしたいと思います。国ともしっかり連携をしていただいて、改善のほどをよろしくお願いたします。

そもそもですが、どうしてこのような石礫などの問題が出たのでしょうか。市として根本的な原因、例えば地層なのか施工方法なのか、どのようにお考えでしょうか、市の見解をお伺いたします。

○議長（西本良平） 農地整備課長。

○農地整備課長（高橋元和） 圃場整備工事は昔ながらの土を動かすことから、どうしてもそこに包含されていまして石礫が出現してしまうことがあります。また、そもそも土地に由来して石が多く存在している地域では、なおさら多くの石が出現することがございます。本来、これら出現した石礫のうち、営農に支障が生じる程度のは工事でしっかり除去する必要がありますが、御指摘のとおり、業者間の整備差異があるということも否定できず、残存してしまうケースもあるかと考えます。今回の事案につきましては、どこに原因があったかははっきりとした見解を示すことはできませんが、いずれにしましても、今後、このようなことがないように、再発防止を図ることが重要であると考えております。以上でございます。

○議長（西本良平） 松下直樹議員。

○2番（松下直樹） 人の目でこつこつ石礫等を除去するにも、広大な土地と、本当にこの表層部分で見えている石しか除去できないので、ストーンクラッシャー等の機械をしっかり活用していくことも再発防止策だと思いますので、よろしくお願いをいたします。

最後に、今後、国営圃場整備を進めていく中で不備のないように進めていただきたいと思います。これまでの教訓も生かしながら、これからどのように取り組んでいくのか、お考えをお示してください。

○議長（西本良平） 農地整備課長。

○農地整備課長（高橋元和） これからの国営圃場整備におきましては、工事の着手及び完了段階で、施工業者も含めまして、地元関係者と現地確認を徹底することが非常に重要と考えております。そして、業者間の整備差異を最小限にするためには、業者に対して区画整理工事に係る施工管理の指導が重要となります。これら、大きくは2つの取組を徹底し、工事を不備なく完成させ、農家に喜ばれる圃場整備を実現してまいります。具体的には、9月に国の事業所主催で今年度の全請負業者に対しまして施工のチェックポイントの講習会を開催するなどしておりまして、農家の立場に立った丁寧な施工が実現する取組を進めているところでございます。以上でございます。

○議長（西本良平） 松下直樹議員。

○2番（松下直樹） ありがとうございます。これからはしっかりと現場の声を聞いて進めていただければと思います。多くの農家の皆さんは、作業効率が上がり、圃場整備してよかったと思っていらっしゃいます。しかし、不備のあった農家さんもいたことも事実であります。これからは、進めるに当たり、農業従事者の立場に立った御対応をよろしく願いをいたします。

続きまして、環境問題について御質問をいたします。

同様の質問があったかとは思いますが、改めて南国市の家庭ごみの出し方の冊子が外国の方にも対応できるように改善されるとのことですが、どのように改善されるかお聞きをいたします。

○議長（西本良平） 環境課長。

○環境課長（横山聖二） 既に作成しています南国市家庭ごみの分け方・出し方の外国語版を新たに作成中です。簡易版にはなりますが、英語、ベトナム語、中国語、韓国語など、7か国語に対応したデータを市ホームページからダウンロードできるようにし、そのQRコードを掲載したチラシを今月末より市民課で配布する予定です。

○議長（西本良平） 松下直樹議員。

○2番（松下直樹） ありがとうございます。現在、多くの方がスマートフォンを持ち、スマホが当たり前の時代になりました。スマホでのアプリでのごみ出しアプリの活用も考えてみて

はでしょうか、お伺いたします。

○議長（西本良平） 環境課長。

○環境課長（横山聖二） 今年度より公式LINEでごみの出し方の検索や粗大ごみの事前予約ができるようにし、さらにそれらが使いやすくなるよう改善しているところですので、現在はほかのアプリを導入する予定はありません。

○議長（西本良平） 松下直樹議員。

○2番（松下直樹） 外国の方もそうですが、まだごみ出しに慣れていない若い方や、また転入してきた方もいます。私も可燃ごみは曜日で理解をしているが、ペットボトルや缶等を出すときに、曜日の週を勘違いして回収されていなかったとのお話も聞きました。

そこで、私もいろいろ探してみまして、ごみ出しアプリ、さんあ〜るというのを見つけました。しかし、四国の中でも高知県自体の登録がありませんでした。仕方なく違う自治体で登録して試してみました。今治市で登録をしてアプリ内を見たところ、ごみ出しカレンダー、ごみ出し通知機能、ごみの出し方の詳細、市からのお知らせ、粗大ごみの申込み先、産廃業者の情報、金属や古紙の専門業者の連絡先、小型家電回収ボックスの場所、インクカートリッジの回収場所、しかもグーグルマップもついておりまして、そのままそちらに飛べるようにもなっており、大変便利で感動いたしました。また、自治体で異なるそうですが、英語、中国語、韓国語、ベトナム語、ポルトガル語、スペイン語などの多言語対応もしております。市民の利便性の向上、またSDGsの観点からも、こういったアプリの活用と紙媒体のハイブリッドで取り組んでみてはでしょうか、お伺いをいたします。

○議長（西本良平） 環境課長。

○環境課長（横山聖二） さんあ〜るにつきましては確認させていただきまして、収集日のカレンダー表示や出し忘れアラートなど、便利な機能が数多くあることが分かりましたが、先ほど答弁しましたとおり、現在はほかのアプリを導入する予定はありません。

○議長（西本良平） 松下直樹議員。

○2番（松下直樹） 現在、高知県自体も登録をしていない状況ですが、複数言語に対応し、市民の利便性も向上すると思われれます。活用してない理由が分からないほどです。公式LINEを使いやすく改善していくとのことですが、南国市がこれほどのクオリティーのことができるまでにあと何十年かかるのかとも、私は思います。大量の紙で印刷コストの削減や、アプリ導入による職員の業務の効率化も図れると思います。今あるものを活用、導入をしていき、DX推進をしてはとも思います。公式LINE改善もいいですが、アプリ導入で全て改善される

と思います。導入自治体も研究してみてください。どうかよろしく願いをいたします。

続きまして、次に地域の方が外国の方の管理者へごみ出し等の改善を求めるにはどのような方法がありますか、お聞きをいたします。

○議長（西本良平） 企画課長。

○企画課長（田所卓也） 現時点では、雇用先の企業が分かるのであれば、そちらに直接話をしていく以外には思い当たりません。

○議長（西本良平） 松下直樹議員。

○2番（松下直樹） ありがとうございます。地域の方が雇用先企業まで聞き出すことはなかなか不可能ではないのかなとも思います。これからとは思いますが、技能実習生などの企業への協力確認書などに居住している住所などを記載してはとも思います。トラブルがあったときにすぐに対応できる仕組みづくりをよろしく願いをいたします。

また、仕組みづくりの中で、例えば外国の方のごみ出しが改善され地域の方も喜んでいるなどの声を外国の方を雇用している企業に伝え、本人にも伝えるなどの仕組みはできないでしょうか、お伺いいたします。

○議長（西本良平） 企画課長。

○企画課長（田所卓也） 山本議員の御質問でもお答えいたしました。どのような連携体制が構築できるのか、検討していきたいと考えております。

○議長（西本良平） 松下直樹議員。

○2番（松下直樹） 海外ではごみの分別自体がない国もあります。日本のように厳格なごみ出しが難しいと感じている方は多いと思います。そんな中で、ごみ出しが改善されたらしっかり評価してあげて、地域の方の喜んでいるなどの声も届けていける仕組みがあれば、外国の方も注意をされるだけではなく、内発的な動機づけになるのではないかと考えます。そういった側面からの連絡体制、仕組みづくりもよろしく願いいたします。

次に、よりよい共生社会を築いていくために、南国市では、転入してきた外国の方、主に技能実習生や留学生など、地域のルールなどの簡単な研修などのアプローチは行っていますか、お伺いいたします。

○議長（西本良平） 企画課長。

○企画課長（田所卓也） 南国市としましては、特に外国の方に対する研修等は行っておりません。

○議長（西本良平） 松下直樹議員。

○2番（松下直樹） それでは、受入れの企業などへのアプローチはどうでしょうか、お伺いいたします。

○議長（西本良平） 企画課長。

○企画課長（田所卓也） 山本議員の御質問でもお答えいたしました。企業に対する初めてのアプローチといたしまして、国勢調査への協力要請を行ったところです。それ以外には、特に受入れ企業に対してのアプローチは行っておりません。

○議長（西本良平） 松下直樹議員。

○2番（松下直樹） やはりごみ出しも含めて、ある程度の地域でトラブル発生を少なくするためにも、ルールなどの研修はしていったほうがよいのかなと考えますので、よろしくお伺いいたします。

次に、現在、外国の方は、各地域にもよるとはと思いますが、地域との関わりはどうでしょうか。例えば地域のお祭りや地域の行事などへの参加はいかがでしょうか、お伺いいたします。

○議長（西本良平） 企画課長。

○企画課長（田所卓也） 外国人の方が南国市国際交流協会を通してまほろば祭りへ出展している以外には把握できておりません。

○議長（西本良平） 松下直樹議員。

○2番（松下直樹） ありがとうございます。コミュニケーションは、お互いを知る上で本当に大切です。地域行事にも参加していただけるようになれば、地域でのルールを学べる機会にもなると考えますし、お互いの理解を深められます。何より地域が活性するとも思います。そういったことに取り組めるように、地域の方とのコミュニケーションの充実を図れるよう、多言語対応が可能な、例えばアドバイスのできる、地域の相談などを気楽にできる環境整備を、国際交流協会や地域おこし協力隊などの人材を活用して取り組んでみてはいかがでしょうか、お伺いいたします。

○議長（西本良平） 企画課長。

○企画課長（田所卓也） 様々な形のコミュニケーションの取り方があると思いますので、地域の方々と外国の方とがお互いに理解し合えるよう、他市町村の先進事例について、情報収集したいと考えております。

○議長（西本良平） 松下直樹議員。

○2番（松下直樹） ありがとうございます。これから本当に将来に向けて大切な取組になってくると考えますので、どうかよろしくお伺いをいたします。

次に、予防医療についてお伺いをいたします。

現在、地域で行っている高齢者の体操の開催や参加人数の推移はどうなっているのでしょうか、お伺いいたします。

○議長（西本良平） 長寿支援課長。

○長寿支援課長（中村俊一） 高齢者健康増進事業、貯筋運動と呼ばれる委託事業でございますが、これの開催状況を過去3年間で申し上げます。令和4年度は、開催箇所13か所、参加延べ人数2,091人、令和5年度は、開催箇所15か所、参加延べ人数6,637人、令和6年度は、開催箇所17か所、参加延べ人数7,721人でした。

次に、介護予防型サロン、これは委託事業であって、1か所ではございますが、送迎がありで実施しておるものです。令和4年度の参加延べ人数1,195人、令和5年度は1,499人、令和6年度は1,937人で行いました。

○議長（西本良平） 松下直樹議員。

○2番（松下直樹） ありがとうございます。令和5年5月から新型コロナウイルス感染症が2類感染症から5類感染症に変更され、参加者が増加している傾向が確認ができました。

次に、私の地元でもそうですが、どうしても男性の参加者が少なく感じますが、市としての認識はどうでしょうか、お伺いいたします。

○議長（西本良平） 長寿支援課長。

○長寿支援課長（中村俊一） いきいきサークルの登録者、約480人中、男性の比率は12.3%、貯筋運動教室登録者、約300人中、男性の比率は14.7%と、男女比で申しますと、男性の参加率が低いと感じておるところでございます。

○議長（西本良平） 松下直樹議員。

○2番（松下直樹） ありがとうございます。人数に換算すると、大体480人中59人、300人中44人となり、やはり男性参加者が少ないのが実態です。定年後に畑仕事や趣味などで体を動かしている方もいらっしゃると思います。いろいろな環境がありますので、これからも実態調査もしていかなければならないとも考えますので、どうかよろしくお伺いいたします。

次に、自宅に閉じ籠もりがちな方へのアプローチ、例えば訪問や声かけなどの仕組みは現在どうでしょうか、お伺いいたします。

○議長（西本良平） 長寿支援課長。

○長寿支援課長（中村俊一） 議員さん御質問のとはちょっと切り口が違いますが、介護予防と保健事業の一体的実施事業におけますハイリスクアプローチとして、健診の受診、要介護

認定、医療機関受診のいずれもない、いわゆる健康状態の不明な方に対しましては、市と地域包括支援センターでアウトリーチ訪問を行っておるところでございます。

○議長（西本良平） 松下直樹議員。

○2番（松下直樹） ありがとうございます。少し切り口が違うとのことですが、いただいた資料の中にも、この訪問の成果で、令和6年度は129名を訪問し、医療介護につなげられた数が9名、健康診査を受診した数が4名と、なかなか手の届きづらいところへの対応を本当にありがとうございます。また、令和7年度は107名に訪問対応中とのことですので、どうかこれからもよろしく願いをいたします。

また、この事業の取組の効果も記載もされておまして、効果の記載には、多種職での共有や支援、認知症初期集中支援チームへの接続、国保係保健師による74歳までの健康状態不明者アウトリーチ訪問等、庁内各関係課、関係機関等で連携した事業や支援に少しずつ発展しているとも記載をされておりました。これからも継続支援、さらなる発展をよろしく願いをしたいところでございます。

次に、高齢化が進む中であって、ますます地域での取組が大切になると考えております。これからの取組の課題等、お伺いをいたします。

○議長（西本良平） 長寿支援課長。

○長寿支援課長（中村俊一） 議員おっしゃいましたとおり、地域でのサークル活動や体操など、リーダーの方に強く依存している部分が多いと感じております。地域包括支援センターでこちらのほうを支援することはもとより、ほかに市では、いきいきサークルへ専門職を派遣するなどおいたしております。また、3か月間の短期集中予防サービスやアプリを用いたセルフケアマネジメント等も活用して、短期間で元の体に戻っていただく、あるいはアプリを使って御自分でセルフケアマネジメントしていただくというような、他にあまり依存しないような介護予防や要介護度の重篤化防止にも今後、努めてまいります。

○議長（西本良平） 松下直樹議員。

○2番（松下直樹） ありがとうございます。地域でのこういった健康体操は、体の健康のみならず、皆で楽しく集まり、会話も楽しめる、心の健康にも直結をしています。地域のリーダーに依存しているところも多くある、そういった現状ではありますが、何とか持続できるように、工夫や、またそういった方法などのフォローを市のほうからもよろしく願いしたいと思います。

次に、高齢者の住宅改修について御質問をいたします。

現在の支援で、要支援、要介護の方が受けられる介護支援サービスを教えてください。

○議長（西本良平） 長寿支援課長。

○長寿支援課長（中村俊一） 介護保険の範疇で、要支援、要介護認定者はそれぞれ介護予防住宅改修費、居宅介護住宅改修費の給付を受けることができます。上限は20万円で、うち1割から3割をおのおのの負担割合に応じて負担することとなります。

○議長（西本良平） 松下直樹議員。

○2番（松下直樹） それでは、介護保険適用外の高齢者への介護予防住宅支援はありますか。また、該当する要件を教えてください。

○議長（西本良平） 長寿支援課長。

○長寿支援課長（中村俊一） 令和6年9月議会で斉藤正和議員にもお答えいたしましたように、高知県の補助を一部受けて実施しております南国市住宅等改造支援事業の実施要綱第2条第2号で、世帯構成、これは65歳以上の者のみで構成される世帯や所得状況、世帯の主たる生計中心者の前年の所得税額が30万円未満との要件はございますが、要介護認定を受けていない方についても対象となっております。工事の内容は、手すりの取付け、段差の解消等で、補助率は3分の2で、補助の上限は4万円となっております。

○議長（西本良平） 松下直樹議員。

○2番（松下直樹） ありがとうございます。この元気な高齢者の方の健康寿命をさらに伸ばすためにも、転ばぬ先のつえとの思いで、将来に向けての自宅改修や滑りやすいお風呂等で使える手すり等、介護レンタル用品に活用できるように支援を拡大してはどうでしょうか、お伺いをいたします。

○議長（西本良平） 長寿支援課長。

○長寿支援課長（中村俊一） 転ばぬ先のつえというお言葉でございました。元気なうちから将来に備えることは重要だと思います。ただし、特定財源のない単独事業で新規事業を開始することはなかなか困難なことではございますが、先ほど申しました県補助事業、手すりの取付けと段差解消に限られてはきますが、こちらのほうを御活用いただければと存じます。

○議長（西本良平） 松下直樹議員。

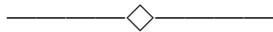
○2番（松下直樹） ありがとうございます。少し県へ補助金の要件の緩和を要望していただければと思います。65歳以上の者のみの世帯とありますが、そもそもこういった補助があるとの情報が高齢者のみの世帯だと届きづらいと考えます。私も自身の両親の件で介護レンタル事業者と話をする機会がありましたが、大抵の場合、同居している家族からの連絡だそうです。

そして、必ず介護保険の申請を駄目もとでもしてくださいとアドバイスをしているそうです。介護保険適用外で福祉用具の購入やレンタルを諦めた方もいらっしゃるそうです。そういった方のためにも、県への要件の緩和の要望をよろしく願いをいたします。

○議長（西本良平） 昼食のため休憩いたします。

再開は午後1時であります。

午前11時50分 休憩



午後1時 再開

○副議長（植田 豊） 休憩前に引き続き会議を開きます。

引き続き一般質問を行います。2番松下直樹議員。

〔2番 松下直樹議員発言席〕

○2番（松下直樹） それでは、午前に引き続きどうかよろしくお願いいたします。

続きまして、次に口腔ケアについてお伺いをいたします。

現在、南国市で行っている歯科健診の受診率はどうでしょうか、お伺いをいたします。

○副議長（植田 豊） 保健福祉センター所長。

○保健福祉センター所長兼子ども家庭センター所長（藤宗 歩） 6月と11月に、それぞれ6日間の期間に実施している市内歯科医院での無料歯科健診の受診率は、年代別に、20代、7名、0.15%、30代、25名、0.5%、40代、28名、0.43%、50代、22名、0.33%、60代、35名、0.58%、70代、37名、0.53%、80代、14名、0.35%、90代、1名、0.09%となっています。保健福祉センターの総合健診で行う歯科健診は、40代から受診でき、1回の定員25名で年6回実施しており、受診率は年代別に、40代、23名、0.35%、50代、27名、0.4%、60代、31名、0.52%、70代、40名、0.57%、80代、12名、0.3%、90代、1名、0.09%となっています。

○副議長（植田 豊） 松下直樹議員。

○2番（松下直樹） ありがとうございます。歯は一生のものです。生涯を通して切れ目のない予防が大切だと考えますが、特に成人をしてから受診率向上に向けての取組はいかがでしょうか、お伺いをいたします。

○副議長（植田 豊） 保健福祉センター所長。

○保健福祉センター所長兼子ども家庭センター所長（藤宗 歩） 土日を含む複数日の健診日程を設け、平日に働いており受診が難しい方にも配慮した体制を整えています。

○副議長（植田 豊） 松下直樹議員。

○2番（松下直樹） ありがとうございます。歯肉炎、また歯周病などの歯周疾患は、成人の約8割が予備群、または罹患しているとも言われております。また、歯周病は、糖尿病、心筋梗塞、狭心症、脳梗塞、また認知症などの発症リスク、重症化リスクを高めるとも言われておりますが、予防医学の観点から、市の認識と施策を伺います。

○副議長（植田 豊） 保健福祉センター所長。

○保健福祉センター所長兼子ども家庭センター所長（藤宗 歩） 歯周病が全身疾患の重症化リスクを高めることが多くの疫学研究で示されており、口腔の健康は全身の健康に直結する重要な要素であると認識しております。これを踏まえ、本市では、先ほども紹介した年2回の無料歯科健診、総合健診での成人歯科健診、特定健診、後期高齢者健診の受診者を対象とした健診結果相談会での歯科保健指導、介護との一体的実施における高齢者教室、戸別訪問の実施、きらりフェアやサニーアクシスでの健康イベントにおける歯科保健指導の実施の取組を行っております。

○副議長（植田 豊） 松下直樹議員。

○2番（松下直樹） ありがとうございます。しかし、私もそうですが、何かこういったイベントをやってるなどは足を止めますが、そこで終わっている方もたくさんいらっしゃると思います。特に働き盛りの男性の受診が少ないように感じますが、その世代へのアプローチはどのように取り組んでいますか、お伺いいたします。

○副議長（植田 豊） 保健福祉センター所長。

○保健福祉センター所長兼子ども家庭センター所長（藤宗 歩） 現代の働き盛り世代、特に男性は、口腔について関心がないわけではないが、仕事が忙しく受診の機会がないといった声が多く、受診率向上の大きな課題となっています。このため、土日を含む複数日の健診日程を設け、平日に受診が難しい方にも配慮した体制を整えているところですが、現状では十分に需要に応えられておらず、制度の存在も十分に住民に伝わってないため、広報の強化の必要性を感じております。

こうした状況を踏まえ、今後は健診期間の拡充に向けた検討や委託料の水準を含む実施体制の見直しについても必要であると考えています。歯科医師会との協議で受診しやすい環境整備に努め、制度を十分に理解していただけるよう、個別通知や公式LINE等も活用し、広報の強化にも取り組み、受診したくてもできない状況を少しでも改善し、成人受診率の向上につなげていきたいと考えています。

○副議長（植田 豊） 松下直樹議員。

○2番（松下直樹） 受診をしやすい環境整備のほどをよろしく願います。

また、歯は痛みが出る等の症状が出てから歯医者に行くケースが大変多いと思います。健康診断、脳ドックや人間ドックなどと同じで、定期的にメンテナンスをしていくものだとの意識改革も必要だと考えます。そういったところで、広報での工夫もよろしく願います。

次に、企業や職場への歯科健診の奨励や、また支援をしてみてはどうかと考えますが、いかがでしょうか。

○副議長（植田 豊） 保健福祉センター所長。

○保健福祉センター所長兼子ども家庭センター所長（藤宗 歩） 県では企業等の職場における健康づくりを重要な施策と位置づけており、従業員の健康管理や生活習慣改善を通じた疾病予防に取り組むことが必要となってきました。今年度は、県の補助を受け、保健師及び栄養士による職場での保健指導、栄養指導を実施いたしました。しかしながら、マンパワー不足もあり、今後の継続につきましては未定となっています。歯科に関する職域介入や保健指導の実施は現実的にはなかなか困難ではありますが、社内の電光掲示板等を活用した歯科啓発等、できる範囲内での連携を取っていきたいと考えています。

○副議長（植田 豊） 松下直樹議員。

○2番（松下直樹） ありがとうございます。本当に困難な状況があるとは思いますが、できる限りまた工夫をしていただいてのお取組、どうかよろしく願います。

また、次に高齢者において、歯の健康は重要だと考えますが、現在の高齢者への口腔ケアへの取組はいかがでしょうか、お伺いいたします。

○副議長（植田 豊） 保健福祉センター所長。

○保健福祉センター所長兼子ども家庭センター所長（藤宗 歩） 本市では、高齢者の口の機能の低下、いわゆるオーラルフレイルに着目し、地域での予防活動に力を入れています。具体的には、地域の公民館で高齢者サークルを対象にオーラルフレイル予防教室を開催し、今年度は久礼田地区で実施をいたしました。この教室の特徴は、専門職と市民ボランティアと一緒に運営している点であり、包括支援センターの職員と保健福祉センターの歯科衛生士が中心になり、フレイルサポーターと呼ばれる市民ボランティアと協力して実施をしております。南国厚生病院の言語聴覚士にも協力をいただき、口腔体操を行うことで、口腔ケアだけでなくお口の運動もサポートしています。教室で使う原稿や資料は歯科衛生士と言語聴覚士が作成し、分かりやすく拡大印刷して、紙芝居形式にして使用しています。フレイルサポーターは主に高齢者の市民の方ではありますが、最年少は40代で、市議会議員の方も4名参加していただいています。

○副議長（植田 豊） 松下直樹議員。

○2番（松下直樹） ありがとうございます。本当に高齢になってくると、かむ、また飲み込む等の力が減少し、誤嚥性肺炎など、命にも関わってもきます。以前、私もラジオ番組で歯科医師の話を聞いたことがあります。高齢者の方で長期胃瘻の状態入院をされていたそうです。そこで、歯科医師さんが原因を聞くと、入れ歯が合わず、痛みで食べれなくなり、胃瘻になったとのことでした。そこで、入れ歯を作り直し、少しずつ口から食べる訓練を開始したところ、徐々にですが、かむ、飲み込む機能も回復をし、最後には胃瘻から離脱もでき、退院されたとのことでした。改めて口から食べる大切さを教えられました。そういった口から食べ続けるためにも、誤嚥の予防に、またパタカラ体操などの口腔機能訓練がよいと聞いておりますが、南国市ではどのように取り入れていますか、お伺いいたします。

○副議長（植田 豊） 長寿支援課長。

○長寿支援課長（中村俊一） 先ほど保健福祉センター所長の答弁の中にもございましたが、フレイルサポーターによるフレイルチェックでは、滑舌機能の維持向上を目的としてパタカラ体操を実施しているほか、介護予防と保健事業の一体的実施におけるポピュレーションアプローチとして、地域のサークル等に出向きまして、専門職が口腔指導などを実施しておりますが、その中でパタカラ体操の紹介もいたしております。

○副議長（植田 豊） 松下直樹議員。

○2番（松下直樹） ありがとうございます。

最後に、市長に、歯、口の健康は若い世代から高齢者まで生涯にわたる問題です。健康寿命を延ばすためにも、しっかりかめて食べることが大切だと考えます。市長を先頭に、歯科健診など、いろいろな機会では歯は大事だよ。市長も歯科健診にも行って、定期的にメンテナンスもしながら健康に働いていますよ。そういったPRをしていただければと思いますが、いかがでしょうか。

○副議長（植田 豊） 市長。

○市長（平山耕三） 私によるPRが口腔ケアに有効ということでありましたら、そういった取組はできる限りさせていただきたいというように思います。無料の歯科健診とかというときにも、市長メッセージという形で出したり、そういった方法をいろいろこれから検討してみたいと思います。以上です。

○副議長（植田 豊） 松下直樹議員。

○2番（松下直樹） ありがとうございます。本当に広報も大切であると考えますが、こうい

った市のリーダーがPRをすることによって多くの方が知るきっかけにもなろうかと思いきし、働き盛りの男性にも口腔ケアに取り組んでいこうかなどのきっかけにもなると思いますので、どうかよろしく願いいたします。

最後に、重点支援地方交付金について御質問をいたします。

今回、政府は物価高騰対策として2兆円を増額をしております。重点支援地方交付金ですが、現在、本当に物価が高騰し、市民生活は大変厳しくなっております。私のところにも、特に年金で生活をされている世帯の方から、年内を越せないとの悲痛な声が届いております。物価高騰に年金の上昇が全く追いついておりません。全世帯、本当に大変であります。今回、本市の補正予算では、子育て世帯の独り親世帯には1人当たり2万円の給付が計上されております。また、国でも子育て応援手当として子供1人につき2万円支給と考えられております。現状、一番何の恩恵もなく、特に大変な状況のところ、政治の光を当てなければいけないと考えております。今回の重点支援地方交付金の活用について、市長が一番重要視をしている視点はどこでしょうか、お伺いいたします。

○副議長（植田 豊） 市長。

○市長（平山耕三） 今回の物価高騰対策重点支援地方創生臨時交付金、重点支援地方交付金につきましては、物価高騰の影響を受けた生活者や事業者の支援を主たる目的とする事業でありまして、交付金による支援の効果が当該生活者等に直接的に及ぶ事業が対象となっております。国から示されました推奨メニューといたしまして、生活者支援として5つの事業、事業者支援として5つの事業、合わせて10の事業が例示をされておるところであります。特に生活支援の食料品の物価高騰に対する特別加算につきましては、必須項目として、生活者に対する食料品の物価高騰による負担を軽減するために必要な支援を実施する必要があるところでございます。

御質問の今回交付金を活用するにおいて一番重要視しているという視点ということでございますが、市内の物価高騰の影響を受けた市民や事業者に対しまして、本市の実情に合わせた支援をきめ細やかに実施していくことが重要と考えております。本市に交付されます金額の中で効果的な施策が実施できるよう検討してまいります。以上です。

○副議長（植田 豊） 松下直樹議員。

○2番（松下直樹） よろしく願いいたします。本当に厳しい高齢者世帯が大変多いです。物価高の中ですが、年末に向け、スーパーに行けば買物の値段も今の時点で上がってきております。お孫さんのいるところはお年玉も本当に厳しい環境です。また、給付するに当たっては、

マイナンバーなどを活用してスピード感を持ってお願いをいたします。市民生活は待ったなしで困窮をしております。どうか家計を温める支援をお願いしたいと思いますが、市長、いかがでしょうか。

○副議長（植田 豊） 市長。

○市長（平山耕三） 物価高騰の影響を受けた市民や事業者の支援につきましては、迅速に行う必要がございます。施策を検討する際には給付方法についても検討し、迅速な支援ができるよう考えてまいります。以上です。

○副議長（植田 豊） 松下直樹議員。

○2番（松下直樹） 市長、ぜひマイナンバー等を活用して、スピード感のある対応をよろしくお願いいたします。本当に一日でも早くお願いをし、緊急性も要しますので、素早い決断をお願いをいたします。

以上で今期定例会での一般質問を終了いたします。御丁寧な御答弁、大変にありがとうございました。

○副議長（植田 豊） 20番浜田雅士議員。

〔20番 浜田雅士議員発言席〕

○20番（浜田雅士） 7月の補欠選挙で当選をさせていただきました、議席番号20番、なんこく市政会の浜田でございます。

今日は、高知県における消防広域化について、消防団員の防災士資格取得への取組、大規模火災における空き家対策の3点について、通告に従って質問をさせていただきます。今回が初めての一般質問になりますが、どうぞよろしくお願いいたします。

まずは、消防広域化について質問をさせていただきます。

少し前の新聞には、令和10年度としていた統合時期を最長で16年4月まで幅を持たせるとのスケジュール見直しの記事が出ておりました。その後、ここ数日の新聞には、高知市があまり積極的ではないことや平山市長からの提言の記事もありました。9月議会では今西議員の質問に詳しく御説明をいただきましたが、その後の経緯と南国市における取組の状況をお聞かせください。

○副議長（植田 豊） 消防長。

○消防長（三谷洋亮） 浜田議員の御質問にお答えいたします。

スケジュールの変更前では、本年度3月議会において、法定協議会である消防広域化推進協議会を設置するために議会の議決を求めることとしておりましたが、議論をする期間が短く、

各市町村議会に十分な説明ができないとの意見が多く出されたため、スケジュールの見直しが図られております。南国市としましては、職員の処遇及び財政負担について、議会に説明できる十分な内容ではなかったことから、県にスケジュールの見直しを申し上げておりました。また、新スケジュールでは、令和8年度に任意協議会を立ち上げ、議論を進めるよう、県より取組方針が出されましたので、南国市も参加する方向で検討をしております。

○副議長（植田 豊） 浜田雅士議員。

○20番（浜田雅士） ありがとうございます。

続きまして、財政負担について質問させていただきます。お願いします。

○議長（西本良平） 消防長。

○消防長（三谷洋亮） 各市町村の分賦金については、職員の処遇統一や各種システム整備の整備費によって大きく変わってきます。令和8年度からの任意協議会において、これから詰め協議が始まると思っております。どのように案分するのか、南国市の財政負担についても慎重な議論が必要であると思っております。

○副議長（植田 豊） 浜田雅士議員。

○20番（浜田雅士） 分かりました。ありがとうございます。

続きまして、出動時の消防本部から消防団への指令についてはどのようになりますでしょうか。

○副議長（植田 豊） 消防長。

○消防長（三谷洋亮） 現在、サイレン及び放送に加え、招集メールの出動指令を行っておりますが、これまでと変わらない運用と認識しております。

○副議長（植田 豊） 浜田雅士議員。

○20番（浜田雅士） ありがとうございます。指令が変わらないことに安心をしました。

続けて、広域化後の消防団との関係について質問させていただきます。

先月、大分の佐賀関で起きた大規模火災では、182棟が焼失をした後、数日後に何とか鎮圧をしました。こういった大規模火災においても、近隣からの応援は必須でありますし、消防団の役割は非常に大きいと思います。今回も消火活動はもちろん、高齢者の救助に消防団が大きな役割を果たしたと聞いています。南国市では消防団の充足率が96%前後と、他県や他の市町村では80%を切っているところも多い中、しかも少子・高齢化の中では大変すばらしい充足率となっております。そして、南国市では、それぞれの分団に消防本部の職員を担当として配置していただき、情報共有をしたりコミュニケーションを図っております。時には礼式訓練を行

ったり、普通救命講習の講習もしていただいております。南国市消防団の幹部会のメンバーとも、消防長をはじめ、本部職員の皆さんとは大変良好な人間関係を保っております。その人間関係が、より南国市の防災・減災への取組につながっていると思います。今回の消防広域化では、消防団は広域化の対象外と伺っておりますが、消防団員が一番心配しているのは、広域化において、今までの消防本部と消防団との良好な関係が変わることです。どのような形になるかお聞かせください。よろしくお願いいたします。

○副議長（植田 豊） 消防長。

○消防長（三谷洋亮） 消防広域化が実現しますと、消防本部が南国市から離れますので、消防団とは別組織となりますが、県の基本計画案では、広域化後も引き続き広域連合が市町村から消防団と常備消防に共通する事務、これは訓練等になると思いますが、を受託できるとし、主として消防署所において業務の処理に当たるとしております。以上です。

○副議長（植田 豊） 浜田雅士議員。

○20番（浜田雅士） ありがとうございます。今現在、先ほども言いましたとおり、消防本部と消防団員との関係は非常にいい状態にあります。これからも消防団員の数になるべく減らないように、せっかくの大変良好な関係が広域化で壊されないようによろしくお願いいたします。

続きまして、消防団員の防災士資格への取組についての質問です。

これは、何年か前に私が前消防長には提案をした案件ですが、一度、市内の消防団員に調査をしたことがあると思いますが、防災士の資格を有している団員は、南国市消防団全体で現在、何名くらいいるのでしょうか。

○副議長（植田 豊） 消防長。

○消防長（三谷洋亮） 令和6年5月に調査した情報となりますが、11名の消防団員の方が資格を取得されております。

○副議長（植田 豊） 浜田雅士議員。

○20番（浜田雅士） ありがとうございます。現在、南国市の消防団は17分団ですかね。結構な数になると思いますけれども、11名とは少し少ないような気もしますが、防災や減災に取り組んでる消防団員にこそ防災士の資格を取ってもらう取組が必要ではないかと思いますが、いかがでしょうか。お願いします。

○副議長（植田 豊） 消防長。

○消防長（三谷洋亮） 現在のところ、消防団への防災士取得について、事務局として積極的

な働きかけはしておりませんが、まずは消防団長と協議した上で、消防団幹部会の議題に取り上げるなど、防災士取得の必要性を説明していきたいと思います。

○副議長（植田 豊） 浜田雅士議員。

○20番（浜田雅士） ありがとうございます。積極的な働きかけをよろしく願います。

ここ数年前から、市長の英断で南国市の中学生に防災士の資格を取ってもらう取組をいただいております。これからの災害時における知識を持ったミドルリーダーの育成は、本当にありがたい取組です。ここのところ各地で頻発している水害や大規模災害、もちろん南海トラフ地震が起きれば、災害に対する経験や知識が大変重要です。特に避難場所や避難所には、年齢や性別、生活環境や性格の異なった人たち、時には配慮や支援の必要な人たちが一堂に集まってきて一緒に過ごすこととなります。知識を持った者がリーダーシップを取ってコミュニティーを構築しないと、大変なことになってしまいます。私が防災士の資格を取ったときも、講習会では良好な避難所生活を送るために、コミュニティー構築の部分に多くの時間を割いていただきました。消防団員の防災士資格取得について、ぜひとも進めていただきたいと思いますが、市長の御意見をお願いします。

○副議長（植田 豊） 市長。

○市長（平山耕三） 消防団の防災士取得につきましては、望ましい取組であるというように思いますが、その費用負担が大きいくとも聞いておりますので、市としてどのように対応したらよいか検討してまいりたいと思います。以上です。

○副議長（植田 豊） 浜田雅士議員。

○20番（浜田雅士） ありがとうございます。確かに費用負担は大きくなると思いますが、これからも安心して暮らせる南国市のために、段階を踏んでぜひとも取組をよろしく願います。

続きまして、大規模火災における空き家対策についてお伺いします。

先月の佐賀関で起きた大規模火災では、焼失した家屋の40棟ぐらいが空き家であったようです。その空き家の存在が火災の勢いを増す要因になったとも聞いております。9月議会では、有沢議員の質問に詳しく御説明をいただきましたが、南国市での空き家対策をお聞かせいただけますでしょうか。

○副議長（植田 豊） 住宅課長。

○住宅課長（松岡千左） 南国市の空き家対策として令和7年度に実施している事業としては、

空き家バンク事業、不動産事業者紹介事業、空き家活用住宅促進事業、空き家等の適正管理の指導、老朽住宅除却事業費補助金制度があります。

それぞれ説明いたしますと、空き家バンク事業は、南国市内に存する空き家となっている住宅のうち、不動産事業者を介した売買、交換及び賃貸を行うことが困難と認められる住宅について、その所有者が希望する売却、または賃貸に関する情報を登録し提供するものです。不動産事業者紹介事業は、空き家等の売買、または賃貸を希望する者について、その情報を市内不動産業者に引き継ぎ、相談対応を行うものになります。空き家活用住宅促進事業は、空き家所有者から市が空き家を10年間借り上げ、修繕し、修繕した住宅を空き家活用住宅として整備し、転貸しするものです。空き家等の適正管理の指導は、老朽化した空き家や管理不全の草木について、市民や自治会等から市に寄せられた苦情に対し、関係法令に基づいて除却や管理指導等を行うものです。老朽住宅除却事業費補助金制度は、所有者自らが行う空き家等の除却を支援するため、除却費用に対する補助金制度を整備し、交付しているものになります。

これらの取組のうち、適正管理の指導については、啓発冊子を作成し配布をしたり、啓發文書を作成し、税務課の協力を得て、令和7年度固定資産税納税通知書を発送する際に、作成した啓發文書を同封したりする試みも行いました。啓発冊子の中には、空き家が原因で事故が起きた場合、所有者はその損害賠償を求められることがあり、危険物の落下や地震などによる倒壊で近隣の家屋等に被害が生じた場合などは、求められる損害賠償額が多くなることなどの内容も盛り込んでおります。また、この啓発冊子は、空き家の所有者に適正管理を促す文書を送付する際にも同封しております。相続人に送付する場合でも、相続人代表者だけでなく、戸籍等の調査を行い、相続人全員に対して送付もしております。

議員御指摘の空き家が火勢を増大させるようなことがあったとするならば、国より何らかの通知が行われると思いますので、今後、それに沿って適切な対応が必要と考えております。今後におきましても、空き家を適正に管理し、管理不全空き家にしない取組を進めてまいりたいと考えております。

○副議長（植田 豊） 浜田雅士議員。

○20番（浜田雅士） 詳しい御説明をありがとうございました。空き家問題は、所有者のこともあるので大変難しい問題ですけれども、火災や災害だけではなくて、老朽化や倒壊によって事故やけがが起きるとも限りませんので、今後も積極的なお取組をよろしく願います。

大変早くなりましたけれども、これで私の一般質問を終わらせていただきます。大変分かり

やすい御答弁をありがとうございました。

—————*—————

○副議長（植田 豊） お諮りいたします。本日の会議はこの程度にとどめ、延会いたしたいと思えます。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○副議長（植田 豊） 御異議なしと認めます。よって、さよう決しました。

明12日の議事日程は、一般質問であります。開議時刻は午前10時、本日はこれにて延会いたします。

お疲れさまでした。

午後1時32分 延会